■ 納税準備預金

2020年4月1日 現在

商 品 名		納税準備預金
販売対象		法人および個人の方
期　　間		期間の定めはございません。
預入方法	預入方法	随時預入
	預入金額	１円以上
	預入単位	１円単位
払戻方法		原則として預金者等の租税納付にあてる場合に払い戻しいたします。
利　　息	適用金利	毎日の店頭表示の利率を適用いたします。
	利払方法	毎年２月と８月の当組合所定の日に支払います。
	計算方法	毎日の最終残高１千円以上について付利単位を１００円とした１年を３６５日とする日割計算
税　　金		利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻し日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます。 （ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。）
手 数 料		―――――
付加できる特約事項		―――――
期限前解約時の取扱い		―――――
金利情報の入手方法		店頭備え付けの商品・金利等案内動画またはホームページ、もしくは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置		・ **苦情処理措置** ご契約内容や商品に関する苦情等は下記の窓口をご利用ください。 【窓口：兵庫ひまわり信用組合総務部】　０７８－６３１－７７６４ 受 付 日：月曜日～金曜日　（祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.h-himawari.com ・ **紛争解決措置** 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申出については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

	① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日　（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 電　　話：０３－３５６７－２４５６ 住　　所：〒１０４－００３１　東京都中央区京橋１－９－５
その他参考となる事項	・ 租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払い戻し日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算いたします。 ・ 預金保険制度の対象預金であり、１金融機関につき預金者１人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本１千万円までとその利息等が保護されます。